

少額随意契約の基準額引き上げに伴う変更について【お知らせ】

2025 年 10 月より少額随意契約の基準額引き上げに伴う変更により、1. 工事の入札・契約方式 及び
2. 業務の入札・契約方式に掲載している「概要資料」中の「250 万円」とあるのは、「400 万円」と
読み替えをお願いいたします。